

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

伯水 永雄

一般財団法人同和教育振興会 常務理事

はじめに

本誌（『宗報』）2022年1月号に、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」の徹底についてのお願いが掲載されました。9年前の2013年3月号の本誌では、安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」についてと題する原稿が、掲載されています。いずれも「過去帳又はこれに類する帳簿」の開示が指摘され、教団はそれに対応し、本

誌をはじめ教団内に再発防止の啓発が行われたことを示しています。あらためて、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」がなぜもうけられたのか、過去帳運用上の問題点、今後の課題を考えていきたいと思います。

過去帳とは

過去帳は、門徒の仏弟子たる名告りを記した法名帳であり、有縁の人びとが亡き人を縁（えんじ）に教えに遇うために必要とな

るものであり、その意味では過去帳は宗教的意義の大きいものであると言えます。過去帳は、念仏者の記録簿として貴重なものです。その記載内容にもとづき、先人を偲ぶ年回法要等が実施されています。

一方、日本社会では近世以降、過去帳は江戸幕府の宗門改制度と密接なつながりがあるとされます。ブックレット基幹運動No.4『法名・過去帳』では次のように述べられています。

宗門改制度は、宗門人別改帳の作成と、寺請制の二方法で行われました。宗門人別改帳はキリシタンでないことを証明するため、全国民が最寄りの寺院の帳簿に登録されるもので、戸籍簿としての性格をもつようになつていきました。そして、「ころびキリシタン」とよばれるキリシタン転宗者の死亡を確認し、その事実を記すために作成することを義務づけられていた「死失簿」は、寺檀

制度と結びつき、宗門人別帳と表裏一体となった「過去帳」となり、檀那寺に常備されるようになっていったのです。

つまり、過去帳は、寺請制度という幕府のキリスト教禁教という宗教制度を支える役割を寺院が担った証であり、家長制度に基づく家の宗教を形作る役割も果たしてきました。また宗教儀礼が、祖先崇拜に偏りがちな傾向に陥ることに利用されているとの指摘もあります。

1997（平成9）年に実施された教団の「差別法名・過去帳調査」によると、私たちの教団に所属する寺院の過去帳に記載されている法名に、差別法名の存在が4教区5カ寺、被差別の呼称、職業、身分を記載した差別添え書きが16教区65カ寺（延べ寺院数）、死因、国籍・職業、出生など差別につながる記載ある過去帳が27教区70カ寺に存在していたことが、明らかになっています（1999年『御同朋の社会をめざして「差別法名・過去帳

調査』まとめと課題」 基幹運動本部事務局）。

昨年惹起した「富山教区過去帳開示問題」の過去帳を開示した新聞記事の中に、

（寺には）資料は数多いが、○○さん（当該住職）は「一番の宝は過去帳」と語る。

とあります。（括弧は、筆者記載）

前出のブックレット基幹運動No.4『法名・過去帳』は、『過去帳』の章の「はじめに」の冒頭、

「過去帳は、寺の宝だから大切にしなきゃあ、いかんぞ」と、寺院では語られてきました。この言葉の中心こそ、大きな問題があるといえます。

と、指摘しています。

先に述べたように、過去帳は、法名を中心に記載されていることから、念仏者

の記録簿という性格を持っています。当該住職はそのような意味で「一番の宝は過去帳」と語ったのかもしれませんが。しかし、過去帳が歴史的に果たし、今も機能している負の役割を見逃していません。さらに「浄土真宗の門徒であること」を明かすこと自体が、「個人情報保護法」でいう「要配慮個人情報」を漏洩することになります。そのことを考えず、身元調査に利用され協力してきたことが問われているのが、過去帳開示問題なのです。

「身元調査は差別」との常識を築こう

身元調査とその状況を、結婚する際や会社が人を採用するにあたり、相手のことをよく知っておきたいと思って、相手の素性を調べる身元調査は許されてもよいのでしょうか。

『過去帳等取扱基準』及び新「差別事件究明のための方途」学習会用冊子』

▶執筆者プロフィール



伯水 永雄
はくすい ひさお

【略歴】 1953年生まれ
龍谷大学文学部(仏教学)卒業
高岡教区基幹運動推進相談員

【現在】 高岡教区氷見西組明泉寺住職
(一財)同和教育振興会常任理事
布教団連合同朋研修講師
高岡教区実践運動推進委員会
常任委員

(2014年 宗派社会部(人権問題担当)では、

ここでいう身元調査は、本人に関する情報を本人の知らないところで、勝手に調べたり、興信所や探偵社といった調査業者に依頼して調査することです。調べた情報には必然的に判断が加わり偏見や差別意識が入り込みます。

今日、身元調査をするために不正に戸籍を入手する事件があり、社会的に糾明されています。その中で身

元調査を執拗に求める人たちは、戸籍に変わり過去帳を利用してきた実態が明らかになりました。

と、示しています。

身元調査を依頼する存在があることと、身元調査の中で何を調査の優先順位にしているのかは、どのような基準で人間を判断しているかが明らかになることです。

身元調査の多くは、その目的と調査員の身分を明かして行われません。寺院には、調査対象者の縁者を装ったり、ルー

ツ探しと偽って調査に訪れる事例をよく伺います。それに対し「親切に」住職や寺族が応じてくれるとも調査に従事する側から多く聞きます。目的を知らず単に「親切心」だけで対応してよいのでしょうか。

さらに1990年の「同和問題に関する住職意識調査」では、「自ら身元調査を行った」との回答が15%、そのうち62・5%が「家族や親せきの結婚に際して」を調査の理由としています。「身元調査をすることがあたりまえ」と考えている住職の存在を示しています。

日本国憲法第14条は「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。身元調査の根底には、差別を肯定する見方があり、それを行うことは、差別社会を容認し、差別社会を築いていると言ったら言い過ぎでしょうか。親鸞聖人がおすすめてくださる教えと生き方とは、明らかに逆行してい

ると思われる。

「身元調査をしない、させない」、「身元調査は差別」との常識を築く中で「身元調査お断り」を掲げ、取り組むことは今も課題のようです。「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」に基づく運用は、教団の法令順守というにとどまらず、浄土真宗の教えに生きる者の社会実践、一人ひとりの信心の営みといえるようです。

個人情報とは、 寺院にとつて預かりもの

2012年に安芸教区で起こった「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」によって、過去帳やこれに類する帳簿に記載されていることは個人情報であり、その開示が個人情報の漏洩という意味で人権侵害に当たるとあらためて気づかされました。

浄土真宗の寺院は就職個人のものでなく、門信徒をはじめとした共有のもので

す。その日常の活動を通じて集められた、財産や情報も共有のものです。一方、共有といってもその取扱いには配慮が必要です。過去帳なども記載は取扱責任者である住職などが行いますが、住職個人のものではありません。一方その公開のあり方は人権保護、個人情報保護の点から、制約を設けています。寺院における情報は、公開と保護という両面から考えることが必要です。

そのためにまず改めるべきは、住職の独占と一方的運用です。最優先されるのは、一人ひとりの門信徒の人権を守る視点から活動を点検し、改めることです。住職は寺院に集まる個人情報を守られているか、漏洩していないかという点検が必要です。住職の都合や多くの人の便利さは、少数者の人権侵害につながることもあります。懇志札や年回表等の公開（張り出しや印刷物等の配布）のあり方も、検討が必要です。寺報や法話、日常の会話で情報漏洩がないか、再検討することが求められています。

次に、門信徒との対話の中で、門信徒の知る権利と情報の保護に対する意見を聞きながらの丁寧な運用が求められています。

日常の法務をはじめ、寺院のすべての活動を通じて集まるすべての情報の管理運用のあり方が、問われています。これらのすべてが住職のものでなく、寺院に集まった門信徒から預かった情報との認識に立ちたいものです。

先に示した取り組みを進めることを通じて、住職や寺院、ひいては浄土真宗への信頼が築かれるのではないでしょう。過去帳等の開示問題は、門信徒から、社会から、個人情報を漏洩し、人権侵害に加担していると不信を招いています。「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」は、そうした不信を招いた過去に学び、信頼を築いていく方向を示したものです。人権が豊かになっていく中で、私たちの教団の信頼回復のためには、「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」そのものの点検と改定もまた求められて

います。

「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」からの課題

「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準」は1986（昭和61）年に総局告示され、その後3回の改定がなされました。先述したように、この基準は差別法名・過去帳調査の結果や過去帳等が身元調査に利用されてきたことへの対応から、制定されました。しかし一面では人権の深まりの中で問題とされ課題化して、取り組まれたことでもありました。その視点から今日の対応も求められています。その一つが「基準」第4条にある、過去帳の記載事項が挙げられます。過去帳に記載事項を7項目規定しています。過去帳が、今日的人権状況から内容の改定が求められていると思われれます。

また、「ルーツ探し」が、身元調査の目的隠しの理由とされていることに注意すると同時に、「ルーツ探し」や「寺伝」

そのものを支える考え方を検討することも求めています。過去の歴史は、私たちにとって都合の良いことばかりではありません。都合の悪いことに目を閉ざすことは、事実から目を背けることとなります。また、その時代に評価されたことも、時代を経る中でその評価が変わることもあります。「ルーツ探し」や「寺伝」で、何を顕彰し、何を学ぶかが、問われています。

かつて、大谷光真門主(当時)は『教書』で、

親鸞聖人を宗祖と仰ぐ私たちの先人は、七百年を越える歴史の中で浄土真宗のみ教えをうけつぎ、念仏の道を伝えて下さいました。それは輝かしい伝統であります。今日、ともすればそれが単なる形の継承に終わろうとしているように思われます。私たちはそのことを謙虚に反省し、伝統の中からあらためて真実の精神をくみとらなければなりません。

と、示されました。

過去の歴史の真実を、「過去帳」の歴史と現在から学び、自分の生き方に反映させ、伝え合いましょう。